

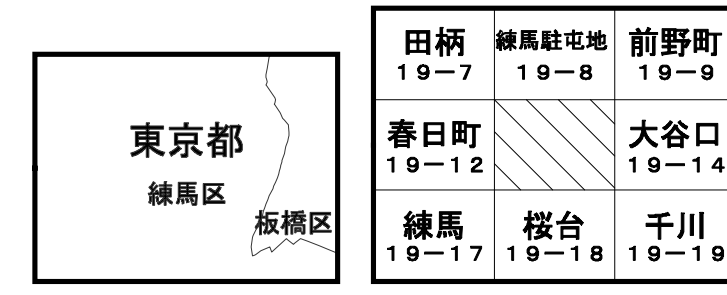
練馬区 用途地域

氷川台

1 : 2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 58

19-13 (IX-KD96-1)

H28-3-14 (道路網図作成年月日)



凡例

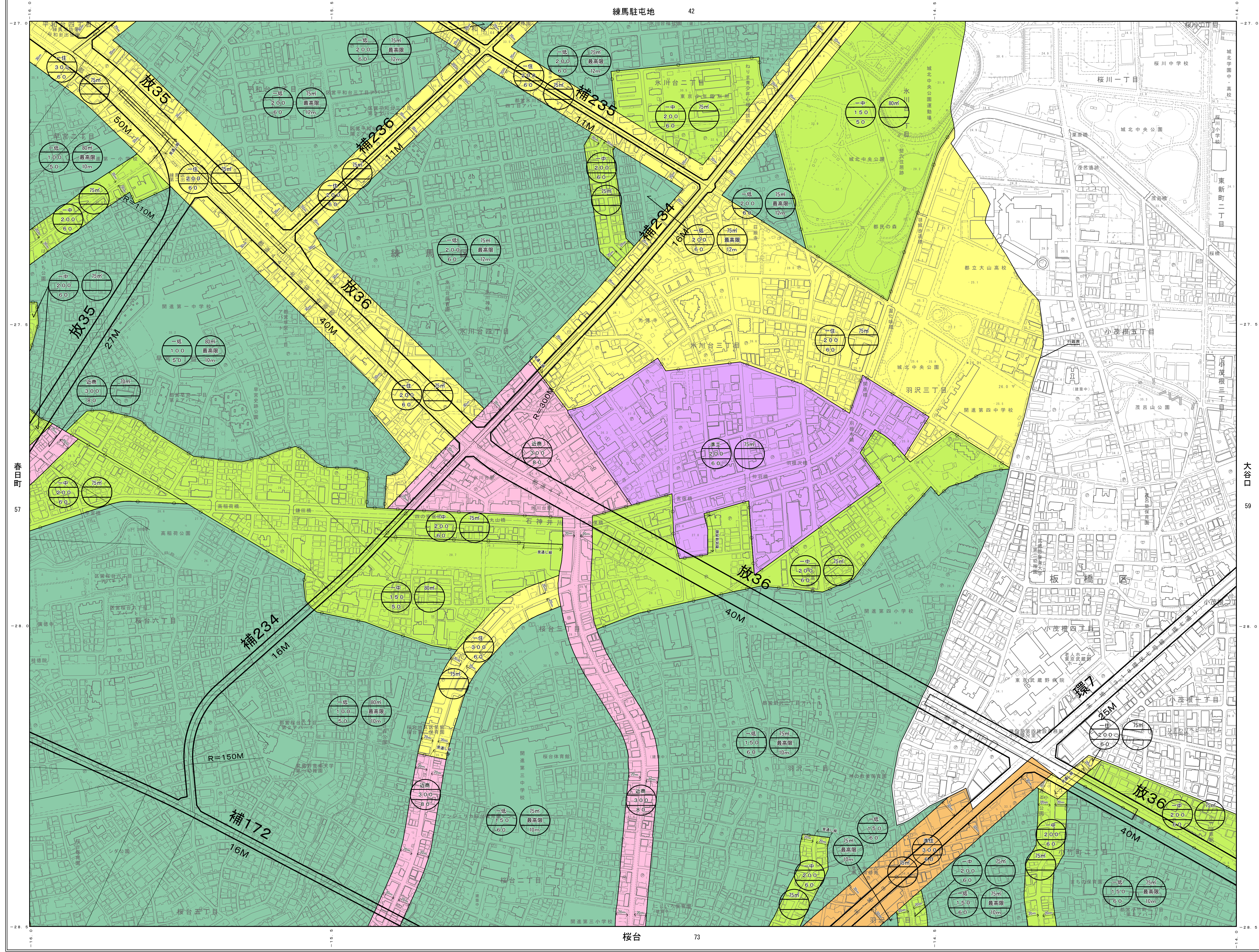


Table of symbols and their meanings, including building types (church, school, hospital), road types (highway, main road, local road), and other infrastructure symbols.

- 1 境界線は、平成十四年度国土交通省告示第九号の規定による平面角座標系の測線に従って定める。
2 投影法は、横メルカトル投影法。
3 平面角座標系は、世界測地系で、内閣府の外令に示す(キロメートル単位、縦軸: X軸、横軸: Y軸、方格の間隔: 0.5キロメートル)。
4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)。
5 等高線の間隔は、2メートル。
6 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下図内閣府と国土地理院の中央に示す磁北傾斜角との差分を考慮して、上記外図上に、N(真北)、M(磁北)、T(真北)で示した方向。この場合、真北と磁北は、30°程度の目盛りにより、10°単位で表示。
7 方角北(方位角)の経緯線の上方の方向に対する真北の偏角は、東偏約1°。
8 真北に対する磁北の偏角(磁北偏角)は、「T 2.0°(0°)磁北偏角一覽表(国土地理院)」にて、真偏角7.0°。
9 東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

作成: 3年度策定 平成16年修正 平成21年修正 平成26年修正

- 1 平成24年11月編訂空中写真
2 平成25年7月現況調査

1 : 2,500

この測量成果は、国土利用院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成24年公開第2-69号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都第2-500号の1:2500の地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)3都庁基発第17号(承認番号)3都基第31号、令和2年5月12日(承認番号)2都基第110号、令和2年8月2日

著作権所有者 東京都都市整備局 株式会社ミッドマップ東京

Small legend table with colored boxes and text labels for land use zones.

練馬区 用途地域

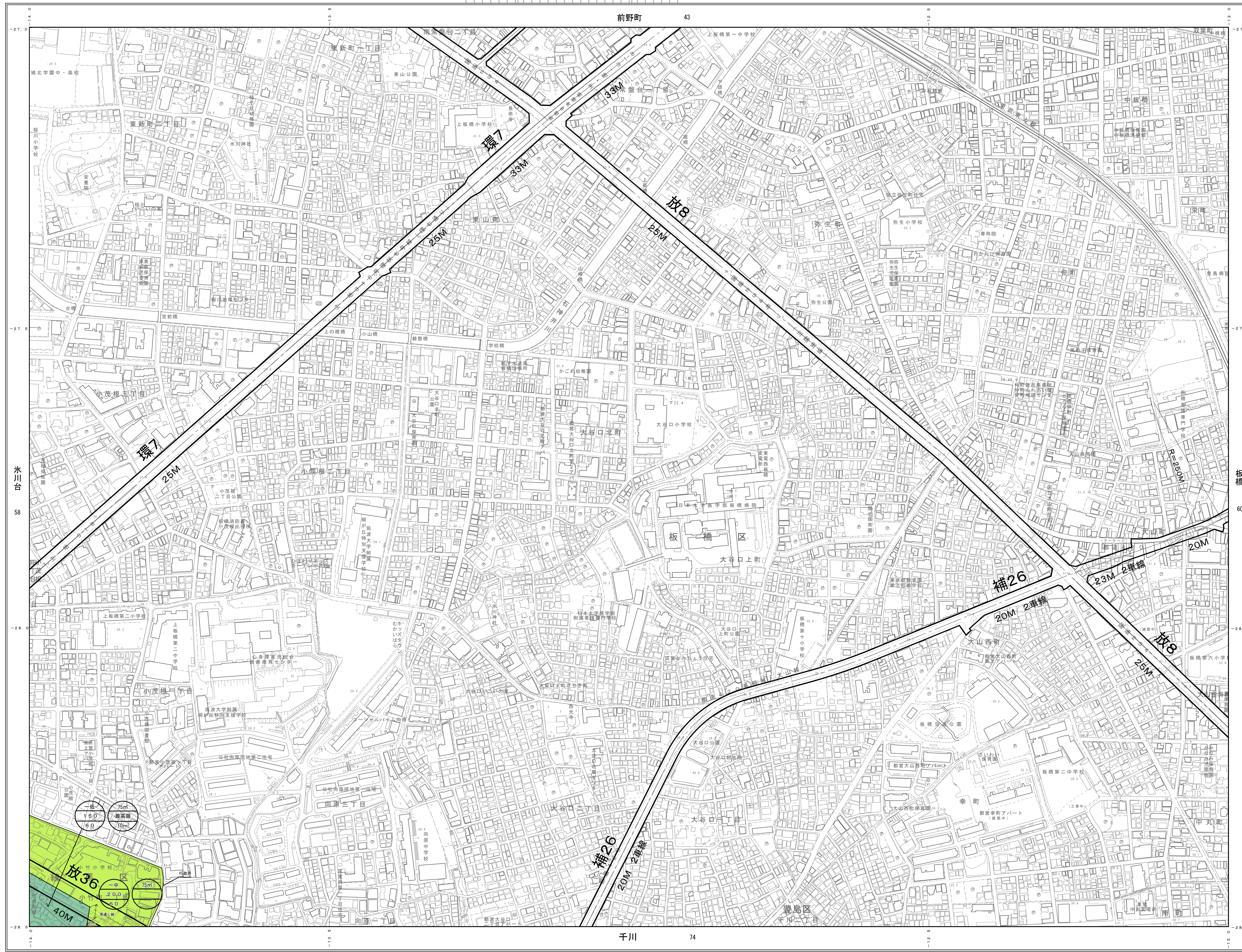
1 : 2,500 東京都計画用途地域(東京都決定)計画図 59

19-14 (IX-KD96-2)

H28-3-14 (道路網図作成年月日)

大谷口

東京都 板橋区 練馬区 豊島区	練馬区 西が丘 19-8 19-9 19-10 板橋区 永川台 19-13 板橋区 板橋 19-16 板橋区 板橋 19-18 板橋区 板橋 19-20 板橋区 板橋 19-22
--------------------------	--



凡例

<ul style="list-style-type: none"> 普通道路 主要道路 環状道路 支線道路 歩道 自転車道 公園 緑地 河川 溝 堤防 鉄道 駅 バス停留所 学校 公園 神社 寺 公民館 児童遊園地 スポーツ施設 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種住居地域 住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
---	---

1 道路系は、平成十四年度国土交通省告示第九号の規定による平面角座標系の測線に従って表示する。

2 投影法は、メルカトル法とする。

3 平面角座標系は、世界測地系で、内部部の外側に表示(キロメートル単位、縦軸: X軸、横軸: Y軸、方向の誤差: 0.5メートル)とする。

4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)とする。

5 等高線の間隔は、2メートルとする。

6 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下図内図形と図形の中央に示す距離(距離)との交点を中として、上図外図形上に、方位(真北)、方位(磁北)で示した方向を示す。

7 方位(方位)の経緯線の上方の方向)に対する真北の偏角は、東偏約1°とする。

8 真北に対する磁北の偏角(磁北偏角)は、「1°20′0″(磁北偏角)内(偏角)」「1°20′0″(磁北偏角)外(偏角)」とする。

9 東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

作成 3年連続
平成16年修正
平成21年修正
平成26年修正

1 平成24年11月編訂空中写真
2 平成25年7月現場調査

この測量成果は、国土院院長の承認を得て同院院長の測量成果を使用し得たものである。(承認番号)平成24年公開第269号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都図尺2:50,000の1:25,000の地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)3動作編第17号(承認番号)3都市基盤部第31号、令和2年5月12日(承認番号)2動作編第110号、令和2年8月2日

1:2,500

東京都都市整備局
株式会社ミットマップ東京

練馬区 用途地域

泉町

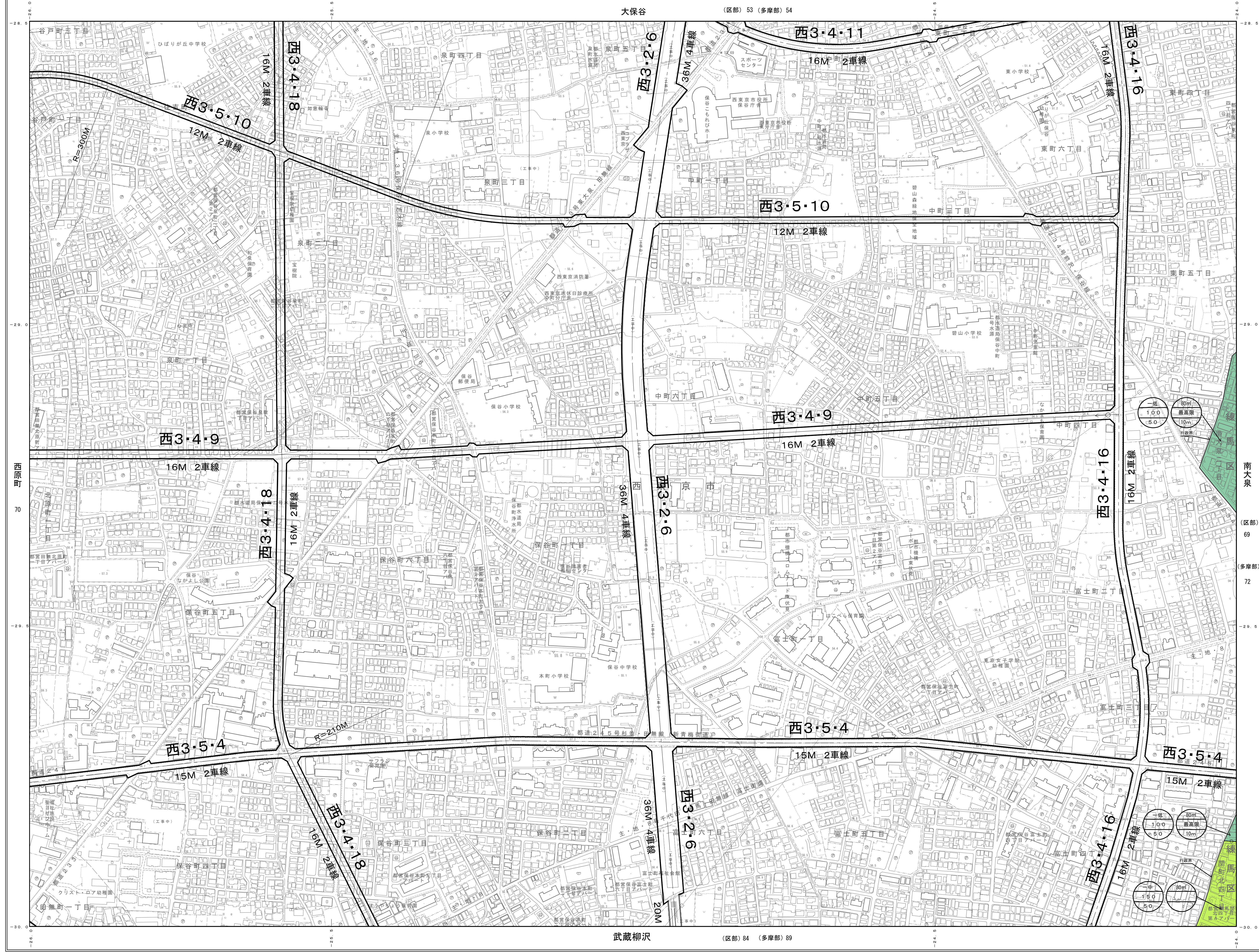
1 : 2,500 東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 71

18-18 (IX-KD93-4)

H29-3-14 H28-3-14 (道路網図作成年月日)

東京都 練馬区	南沢 大保谷 西大泉 18-12 18-13 18-14
	南大泉 18-17
	田無 武蔵柳沢 武蔵関 27-2 27-3 27-4

凡例



1 25.0 建築主線
 2 25.0 建築主線
 3 25.0 建築主線
 4 25.0 建築主線
 5 25.0 建築主線
 6 25.0 建築主線
 7 25.0 建築主線
 8 25.0 建築主線
 9 25.0 建築主線
 10 25.0 建築主線
 11 25.0 建築主線
 12 25.0 建築主線
 13 25.0 建築主線
 14 25.0 建築主線
 15 25.0 建築主線
 16 25.0 建築主線
 17 25.0 建築主線
 18 25.0 建築主線
 19 25.0 建築主線
 20 25.0 建築主線
 21 25.0 建築主線
 22 25.0 建築主線
 23 25.0 建築主線
 24 25.0 建築主線
 25 25.0 建築主線
 26 25.0 建築主線
 27 25.0 建築主線
 28 25.0 建築主線
 29 25.0 建築主線
 30 25.0 建築主線
 31 25.0 建築主線
 32 25.0 建築主線
 33 25.0 建築主線
 34 25.0 建築主線
 35 25.0 建築主線
 36 25.0 建築主線
 37 25.0 建築主線
 38 25.0 建築主線
 39 25.0 建築主線
 40 25.0 建築主線
 41 25.0 建築主線
 42 25.0 建築主線
 43 25.0 建築主線
 44 25.0 建築主線
 45 25.0 建築主線
 46 25.0 建築主線
 47 25.0 建築主線
 48 25.0 建築主線
 49 25.0 建築主線
 50 25.0 建築主線
 51 25.0 建築主線
 52 25.0 建築主線
 53 25.0 建築主線
 54 25.0 建築主線
 55 25.0 建築主線
 56 25.0 建築主線
 57 25.0 建築主線
 58 25.0 建築主線
 59 25.0 建築主線
 60 25.0 建築主線
 61 25.0 建築主線
 62 25.0 建築主線
 63 25.0 建築主線
 64 25.0 建築主線
 65 25.0 建築主線
 66 25.0 建築主線
 67 25.0 建築主線
 68 25.0 建築主線
 69 25.0 建築主線
 70 25.0 建築主線
 71 25.0 建築主線
 72 25.0 建築主線
 73 25.0 建築主線
 74 25.0 建築主線
 75 25.0 建築主線
 76 25.0 建築主線
 77 25.0 建築主線
 78 25.0 建築主線
 79 25.0 建築主線
 80 25.0 建築主線
 81 25.0 建築主線
 82 25.0 建築主線
 83 25.0 建築主線
 84 25.0 建築主線
 85 25.0 建築主線
 86 25.0 建築主線
 87 25.0 建築主線
 88 25.0 建築主線
 89 25.0 建築主線
 90 25.0 建築主線
 91 25.0 建築主線
 92 25.0 建築主線
 93 25.0 建築主線
 94 25.0 建築主線
 95 25.0 建築主線
 96 25.0 建築主線
 97 25.0 建築主線
 98 25.0 建築主線
 99 25.0 建築主線
 100 25.0 建築主線

作成 3年更新
 平成16年修正
 平成21年修正
 平成26年修正

1 平成24年11月最新空中写真
 2 平成25年7月現況調査

1 : 2,500

この測量成果は、国土院の承認を得て同院の測量成果を使用しているものである（承認番号）平建24第04第269号
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京府政2-5005の1地籍図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）3都庁基設第17号（承認番号）3都庁基設第31号、令和3年5月12日
 （承認番号）2都庁基設第110号、令和2年8月2日

著作権所有者 東京都都市整備局
 株式会社ミットマップ東京
 無断複製を禁ずる

凡例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種住居地域
	住居系地域
	近隣商業地域
	商業地域
	工業地域

- 1 図解系は、平成十四年度国土交通省告示第九号の図解による平面図角座標系の東京図解系
- 2 投影法は、メルカトル図法
- 3 平面図角座標値は、世界海陸系で、内部部の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：X軸、横軸：Y軸、方向の誤差は、0.5キロメートル）
- 4 高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（T.P.）
- 5 等高線の間隔は、2メートル
- 6 真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内閣府と閣議の中央に示す距離の真北と磁北の交点を示すとして、上辺外縁上に、N（真北）、M（磁北）で示した方向で示した方向
- 7 方角（2°の経緯線の上方）に対する真北の偏角は、東偏約1°
- 8 真北に対する磁北の偏角（磁気偏角）は、「北20°05'（東京府内第一図解（国土院図解）」で、百偏角7°00'）
- 9 東京都公共基準等への無断立入は禁ずる。

練馬区 用途地域

南大泉

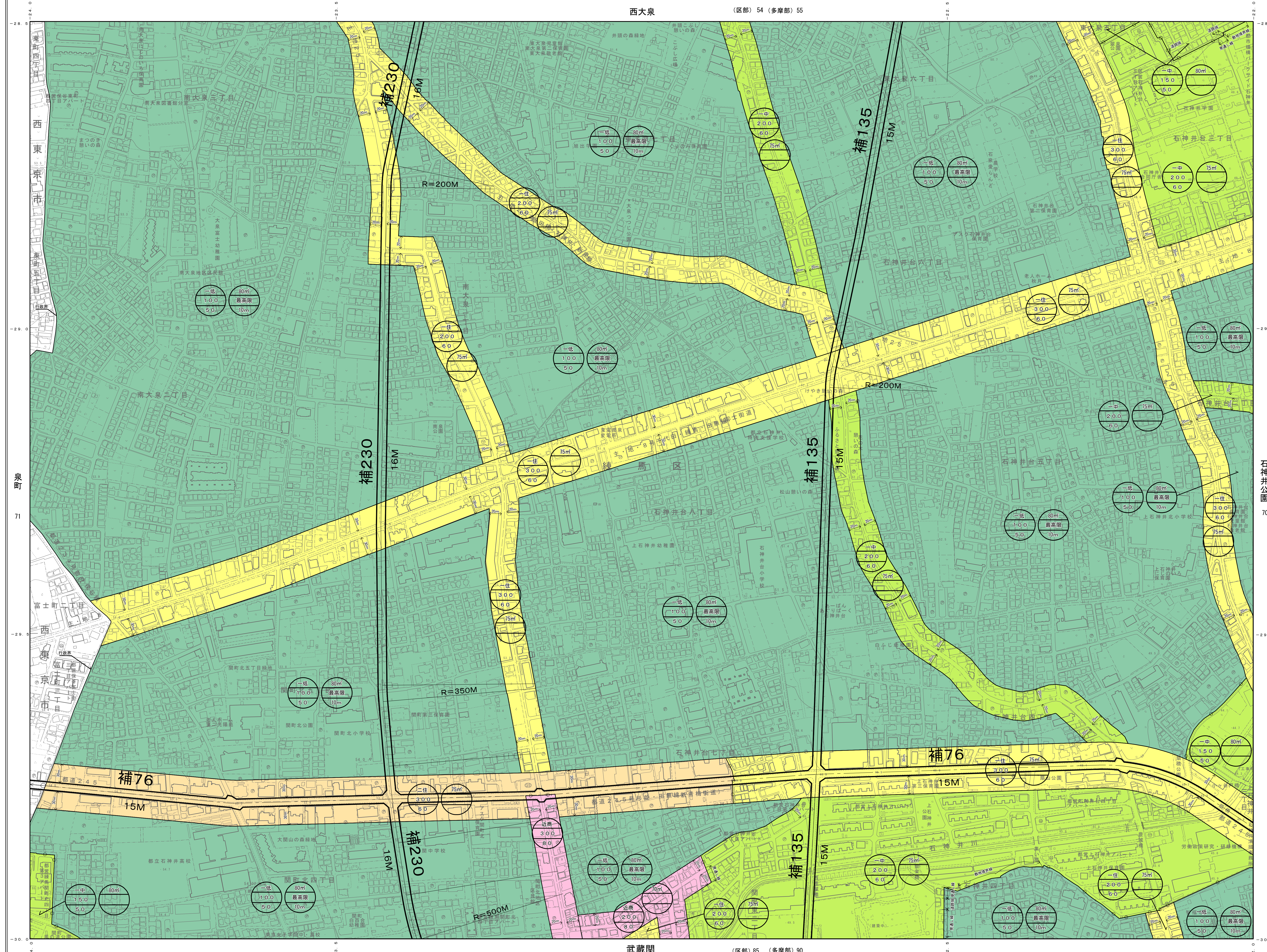
1:2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 69

18-19 (IX-KD94-3)

H29-3-14 H28-3-14 (道路網図作成年月日)

大泉谷 西大泉 東大泉
 18-13 18-14 18-15
 練馬区 西大泉 東大泉
 18-18 18-19 18-20
 武蔵野市 武蔵野 石神井
 27-3 27-4 27-5 27-6

凡例



○ 25.0	第一種低層住居専用地域
○ 25.0	第一種中層住居専用地域
○ 25.0	第一種住居地域
○ 25.0	第二種住居地域
○ 25.0	住居付農地
○ 25.0	近隣商業地域
○ 25.0	商業地域
○ 25.0	準工業地域
○ 25.0	工業地域
○ 25.0	第一種工業地域
○ 25.0	第二種工業地域
○ 25.0	第一種中層住居専用地域
○ 25.0	第一種住居地域
○ 25.0	第二種住居地域
○ 25.0	住居付農地
○ 25.0	近隣商業地域
○ 25.0	商業地域
○ 25.0	準工業地域
○ 25.0	工業地域
○ 25.0	第一種工業地域
○ 25.0	第二種工業地域

○ 25.0	第一種低層住居専用地域
○ 25.0	第一種中層住居専用地域
○ 25.0	第一種住居地域
○ 25.0	第二種住居地域
○ 25.0	住居付農地
○ 25.0	近隣商業地域
○ 25.0	商業地域
○ 25.0	準工業地域
○ 25.0	工業地域
○ 25.0	第一種工業地域
○ 25.0	第二種工業地域

○ 25.0	第一種低層住居専用地域
○ 25.0	第一種中層住居専用地域
○ 25.0	第一種住居地域
○ 25.0	第二種住居地域
○ 25.0	住居付農地
○ 25.0	近隣商業地域
○ 25.0	商業地域
○ 25.0	準工業地域
○ 25.0	工業地域
○ 25.0	第一種工業地域
○ 25.0	第二種工業地域

○ 25.0	第一種低層住居専用地域
○ 25.0	第一種中層住居専用地域
○ 25.0	第一種住居地域
○ 25.0	第二種住居地域
○ 25.0	住居付農地
○ 25.0	近隣商業地域
○ 25.0	商業地域
○ 25.0	準工業地域
○ 25.0	工業地域
○ 25.0	第一種工業地域
○ 25.0	第二種工業地域

- 1 道路系は、平成十四年度国土交通省告示第九号の規定による平面角座標系の東京座標系
- 2 投影法は、メルカトル投影法
- 3 平面角座標値は、世界測地系で、内閣府の外側に表示(メートル単位、縦軸:Y軸、横軸:X軸、方位:Y軸、方位の単位は、0.5メートル)
- 4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)
- 5 等高線の間隔は、2メートル
- 6 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下図内閣府と閣議の中央に示す磁針傾斜値との差分を付して、上記図表上に、矢印(真北)、矢印(磁北)で示した方向

7 方位北(方位の経緯線の上方)に対する真北の偏角は、東偏約1°

8 真北に対する磁北の偏角(磁針傾斜)は、「2.0(0.5)度磁針傾斜一覽表(国土院)」で、方位北7.0°

9 東京都公共基準等への無断立入は禁ずる。

平成 3年制定
 平成 16年修正
 平成 21年修正
 平成 26年修正

1:2,500

この図表は、国土院の承認を得て同院の測量成果を使用し作成したものである(承認番号)平成24年国土院第249号
 この図表は、東京都知事の承認を受けて、東京都第2-5-0-0-1号の測量成果を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3部作図番号第17号 (承認番号) 3部作図番号第31号、令和3年5月12日
 (承認番号) 2部作図番号第110号、令和2年8月2日

著作権所有者 東京都都市整備局
 株式会社ミッドマップ東京
 無断複製を禁ずる

練馬区 用途地域

石神井公園

1 : 2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 70

18-20 (IX-KD94-4)

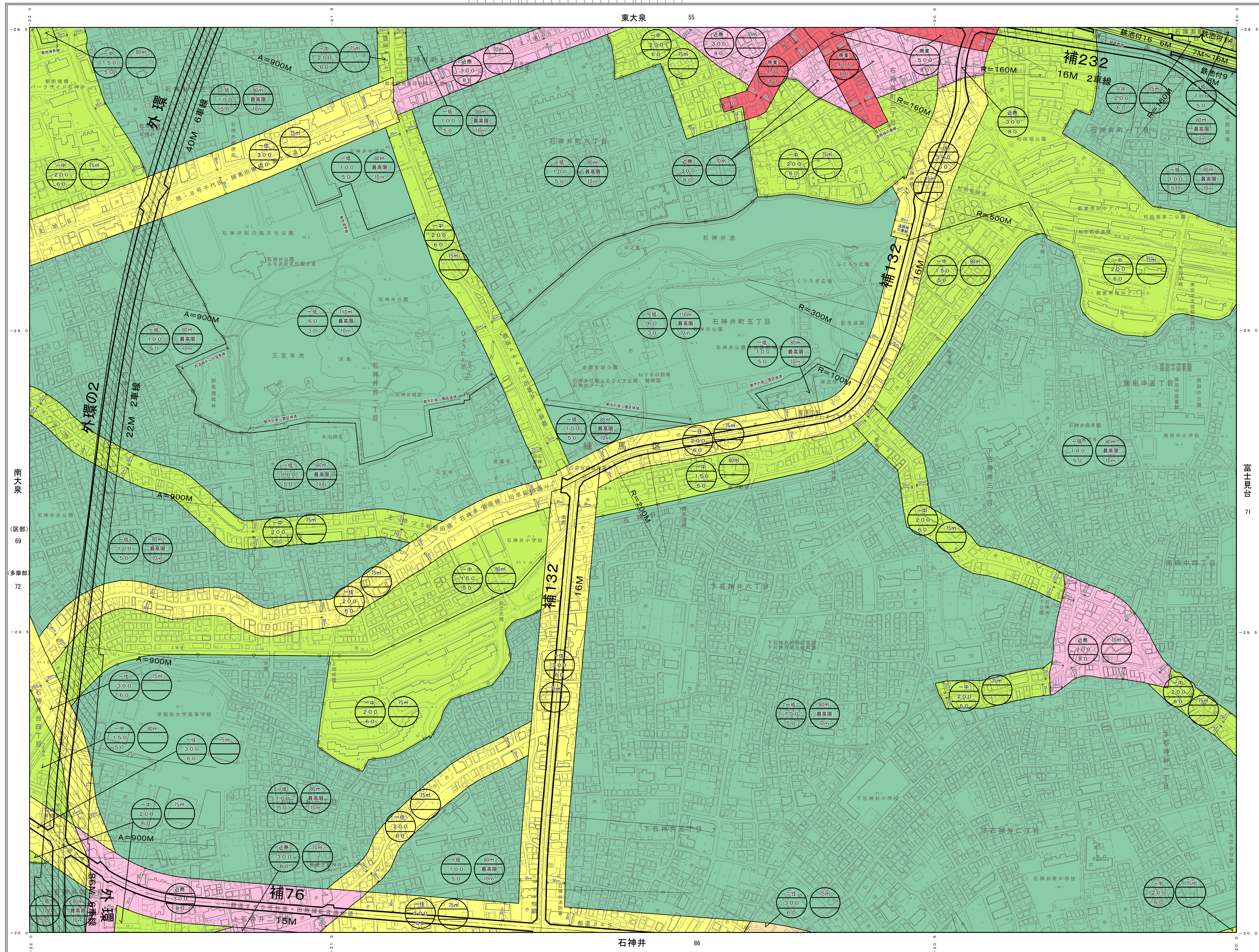
H29-3-14 H28-3-14 (道路網図作成年月日)

東京都 練馬区	西大泉 18-14	東大泉 18-15	谷原 19-11
	南大泉 18-19		富士見台 19-16
	武蔵関 27-4	石神井 27-5	井草 28-1

凡例

普通道路	山25.0	調整区域	山25.0
歩道	山25.0	調整区域	山25.0
...

1 境界系は、平成十四年度国土交通省告示第九号の規定による平面角座標系の第2次座標系
2 投影法は、メルカトル正距法
3 平面角座標値は、世界海陸系で、内部部の外側に表示(キロメートル単位、縦軸:Y軸、横軸:X軸、方格の間隔:0.5キロメートル)
4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)
5 等高線の間隔は、2メートル
6 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下辺内図部と図部の中央に示す距離計の値との差分を示して、上辺外図部に、方位(真北)、方位(磁北)で示した方向の場合、真北、磁北は、30°単位で表示し、10°単位で表示



作成 3年度策定
平成16年修正
平成21年修正
平成26年修正

1 平成24年11月編訂空中写真
2 平成25年7月現況調査

1 : 2,500

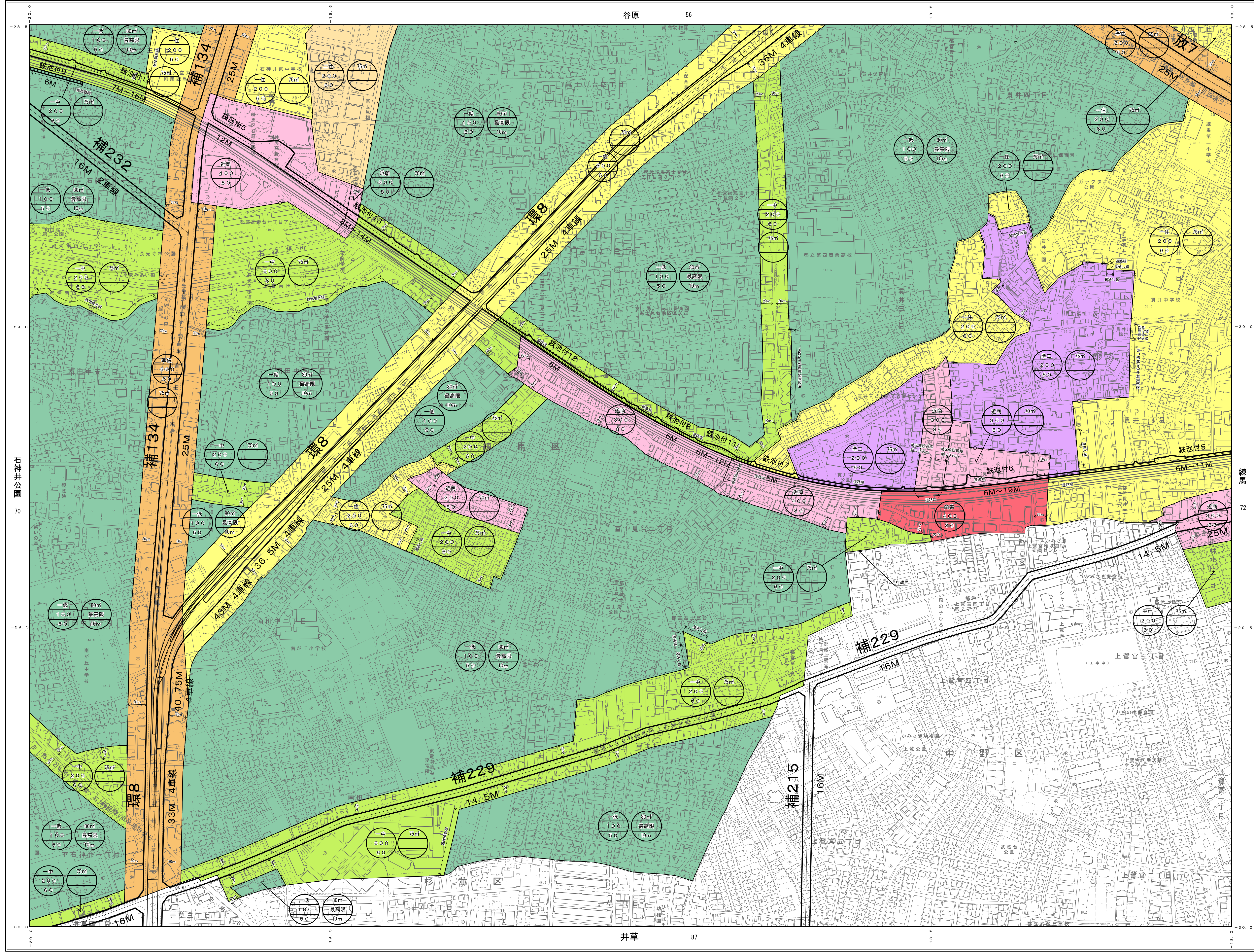
この測量成果は、国土院院長の承認を得て同院院長の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成24年公第249号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都公第2-500号の1:2500の地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)3 都庁基盤部第17号 (承認番号)3 都庁基盤部第31号、令和3年5月12日
(承認番号)2 都庁基盤部第110号、令和2年8月21日

東京都都市整備局
株式会社ミッドマップ東京
練馬区 石神井

凡例

第一種低層住居専用地域
第一種中層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
住居付商業地域
近隣商業地域
商業地域
工業地域

- 境界系は、平成十四年度国土交通省告示第九号の規定による平面角座標系の第2次座標系
- 投影法は、メルカトル正距法
- 平面角座標値は、世界海陸系で、内部部の外側に表示(キロメートル単位、縦軸:Y軸、横軸:X軸、方格の間隔:0.5キロメートル)
- 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)
- 等高線の間隔は、2メートル
- 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下辺内図部と図部の中央に示す距離計の値との差分を示して、上辺外図部に、方位(真北)、方位(磁北)で示した方向の場合、真北、磁北は、30°単位で表示し、10°単位で表示
- 方角(方角の経緯の上の方向)に対する真北の偏角は、東偏約10°
- 真北に対する磁北の偏角(磁北偏角)は、「20°0'0"東偏約10°東偏(国土院院部)」で、百億分10°0'
- 東京都公共基準等への無断入力は禁ずる。



凡例

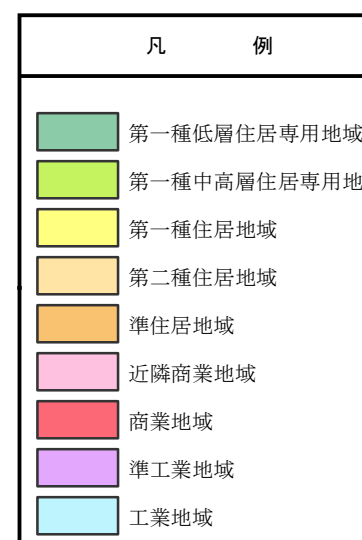
- 公園
- 緑地
- 商業
- 住居
- △ 行政
- ◇ 教育
- ▽ 医療
- ◇ 福祉
- ◇ 宗教
- ◇ 文化
- ◇ 産業
- ◇ 体育
- ◇ 公園
- ◇ 緑地
- ◇ 商業
- ◇ 住居
- ◇ 行政
- ◇ 教育
- ◇ 医療
- ◇ 福祉
- ◇ 宗教
- ◇ 文化
- ◇ 産業
- ◇ 体育

作成 3年変更
平成16年修正
平成21年修正
平成26年修正

1 平成24年11月編訂空中写真
2 平成25年7月編訂調査

この図面は、国土利用政策の推進を目的として作成されたものである。(承認番号) 平成24年国発第249号
この図面は、東京都知事の承認を受けて、東京都政第2-500号の1地籍図を利用して作成されたものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3動作経交第17号 (承認番号) 3都市基第31号、令和2年5月12日
(承認番号) 2動作経基第110号、令和2年8月21日

東京都都市整備局
株式会社ミットマップ東京



- 1 図面系は、平成十四年度国土交通省告示第九号の規定による平面図面標準系の複写図表系
- 2 投影法は、ユタカ投影法
- 3 平面図面標準系は、世界測地系で、内閣府の外務省(キロメートル単位、縦軸: X軸、横軸: Y軸、方位角の間隔: 0.5キロメートル)
- 4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)
- 5 等高線の間隔は、2メートル
- 6 真北(地軸の北方向)と磁北(磁石の針の北方向)は、下図内閣府と国領の中央に示す距離・方位との差をもちいて、上図内閣府上に、矢印(真北)、矢印(磁北)で示した方向
- 7 方位角の間の経緯の上の方向)に対する真北の偏差は、東偏約10'
- 8 真北に対する磁北の偏差(磁気傾角)は、「20.0」(方位磁気傾角一覧表(国土地理院))で、百億分の一(0.0)
- 9 東京都公共基準等への無断立入は禁ずる。

石神井公園 70

練馬 72

練馬区 用途地域

桜台

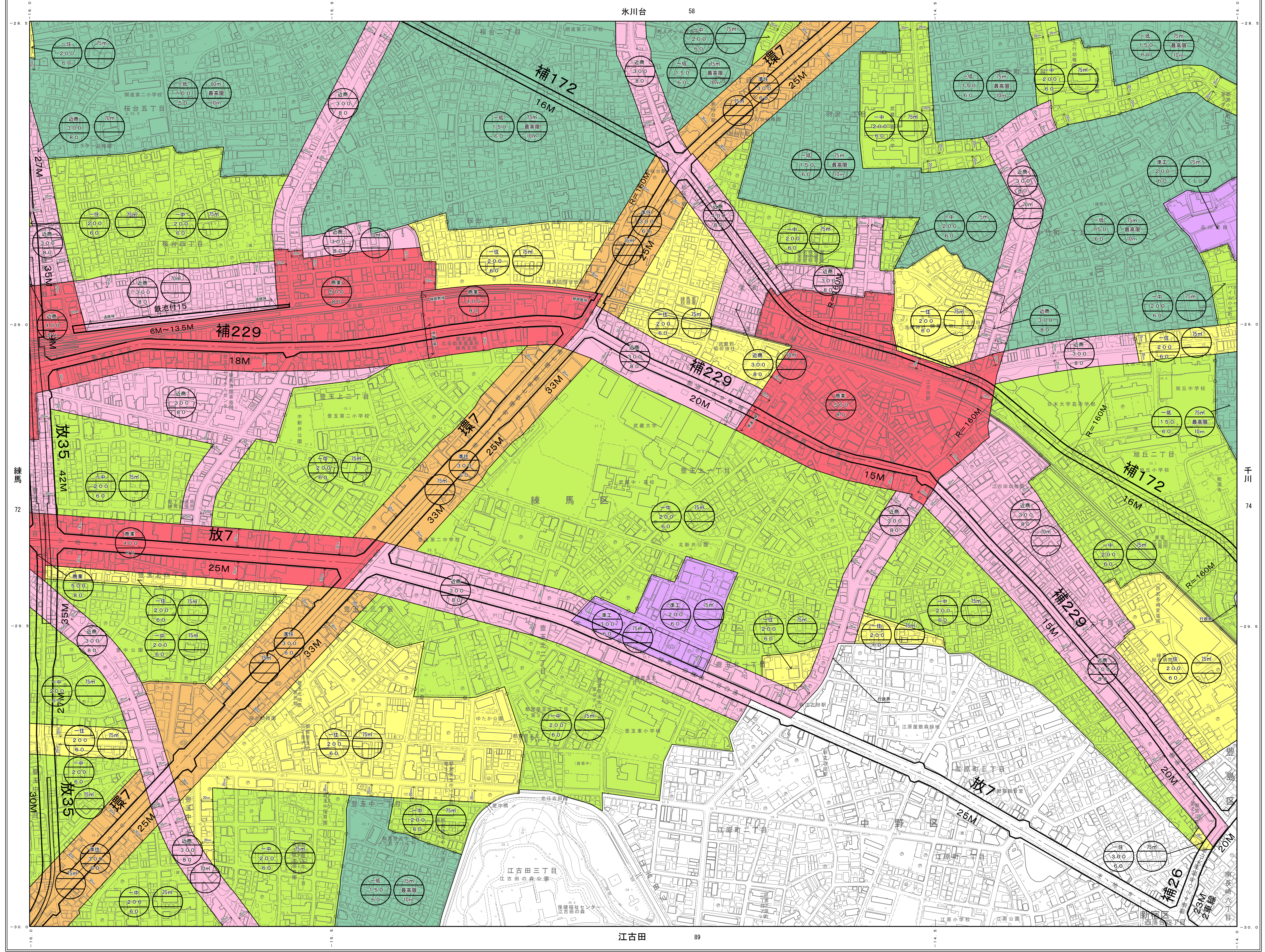
1 : 2,500 東京都計画用途地域(東京都決定)計画図 73

19-18 (IX-KD96-3)

H28-3-14 (道路網作成年月日)

練馬区 新橋区 中野区	春日町 19-12	赤川台 19-13	大谷口 19-14
練馬 19-17	千川 19-19	江古田 28-2	長崎 28-4

凡例



■ 第一種低層住居専用地域	○ 公園	○ 公園	○ 公園
■ 第一種中層住居専用地域	○ 公園	○ 公園	○ 公園
■ 第一種住居地域	○ 公園	○ 公園	○ 公園
■ 第二種住居地域	○ 公園	○ 公園	○ 公園
■ 準住居地域	○ 公園	○ 公園	○ 公園
■ 商業地域	○ 公園	○ 公園	○ 公園
■ 準商業地域	○ 公園	○ 公園	○ 公園
■ 工業地域	○ 公園	○ 公園	○ 公園

作成 3年度策定
 平成16年修正
 平成21年修正
 平成26年修正

1 平成24年11月編成(中野区)
 2 平成25年7月編成(練馬区)

1 : 2,500

この図面は、国土利用計画の承認を得て同図面を複製して得たものである(承認番号)平成24年公認第269号
 この図面は、東京都知事の承認を受けて、東京都図第2-500号の1:25,000の地形図を利用して作成したものである。複製権を認める。
 (承認番号) 3 制作委託第17号 (承認番号) 3 都市基盤部第31号、令和3年5月12日
 (承認番号) 2 制作委託第110号、令和2年8月21日

東京都都市整備局
 株式会社ミットマップ東京

- 1 桜台系は、平成十四年度国土交通省告示第九号の附則による平面図面係数の算出に準じて算出されたものである。
- 2 桜台系は、概算カルト法による算出である。
- 3 平面図面係数は、世界測地系で、内部部の外側に表示(キロメートル単位、縦軸: X軸、横軸: Y軸、方眼の間隔: 0.5キロメートル)である。
- 4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)である。
- 5 等高線の間隔は、2メートルである。
- 6 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下図の図面と図面の中央に示す磁北の方位角とを交差点として、上図の図面に、矢印(真北)、矢印(磁北)で示した方向である。真北、磁北は、30° 単位の日振り、10° 単位で表示する。
- 7 方眼の(2)の経緯線の上方の方向)に対する真北の偏角は、東偏約10°である。
- 8 真北に対する磁北の偏角(磁北偏角)は、「北0°00' 磁北偏角(真北偏角)」「北0°00' 磁北偏角(真北偏角)」で、真北偏角7°00'である。
- 9 東京都公共基準等への無断立入は禁ずる。

■ 第一種低層住居専用地域	■ 第一種中層住居専用地域	■ 第一種住居地域	■ 第二種住居地域	■ 準住居地域	■ 商業地域	■ 準商業地域	■ 工業地域
---------------	---------------	-----------	-----------	---------	--------	---------	--------

練馬区 用途地域

1 : 2,500 東京都計画用途地域(東京都決定)計画図 74

19-19 (IX-KD96-4)

H28-3-14 (道路網図作成年月日)

千川



凡例



凡例

1 緑地帯 第一種低層住居専用地域
2 第一種中層住居専用地域
3 第一種住居地域
4 第二種住居地域
5 近隣商業地域
6 商業地域
7 準工業地域
8 工業地域

1 境界線
2 境界線
3 境界線
4 境界線
5 境界線
6 境界線
7 境界線
8 境界線
9 境界線
10 境界線
11 境界線
12 境界線
13 境界線
14 境界線
15 境界線
16 境界線
17 境界線
18 境界線
19 境界線
20 境界線
21 境界線
22 境界線
23 境界線
24 境界線
25 境界線
26 境界線
27 境界線
28 境界線
29 境界線
30 境界線
31 境界線
32 境界線
33 境界線
34 境界線
35 境界線
36 境界線
37 境界線
38 境界線
39 境界線
40 境界線
41 境界線
42 境界線
43 境界線
44 境界線
45 境界線
46 境界線
47 境界線
48 境界線
49 境界線
50 境界線
51 境界線
52 境界線
53 境界線
54 境界線
55 境界線
56 境界線
57 境界線
58 境界線
59 境界線
60 境界線
61 境界線
62 境界線
63 境界線
64 境界線
65 境界線
66 境界線
67 境界線
68 境界線
69 境界線
70 境界線
71 境界線
72 境界線
73 境界線
74 境界線
75 境界線
76 境界線
77 境界線
78 境界線
79 境界線
80 境界線
81 境界線
82 境界線
83 境界線
84 境界線
85 境界線
86 境界線
87 境界線
88 境界線
89 境界線
90 境界線
91 境界線
92 境界線
93 境界線
94 境界線
95 境界線
96 境界線
97 境界線
98 境界線
99 境界線
100 境界線

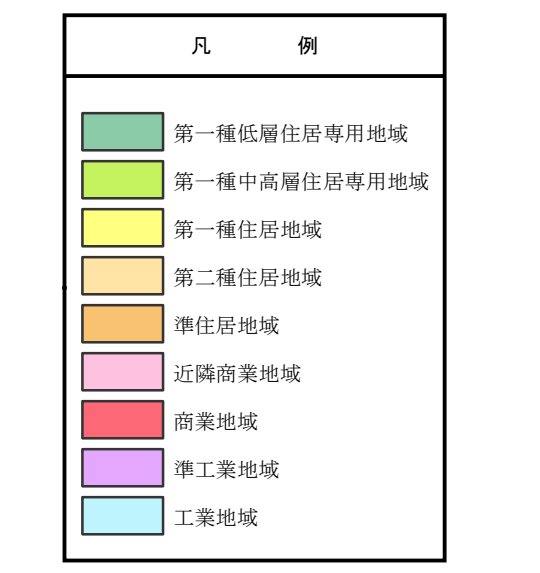
作成 分年度
平成 16年修正
平成 21年修正
平成 26年修正

1 平成 24年 11月最新空中写真
2 平成 25年 7月現場調査

1 : 2,500

この図面は、国土利用図書の承認を得て同図書の測量成果を使用して作成されたものである(承認番号)平成 24年度分第 2 号
この図面は、東京都知事の承認を受けて、東京都図第 2 - 500分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3 制作基図第 117号 (承認番号) 3 都市基図第 311号、令和 3年 5月 12日
(承認番号) 2 制作基図第 110号、令和 2年 8月 2日

東京都都市整備局
株式会社ミットマップ東京
無断複製を禁ずる



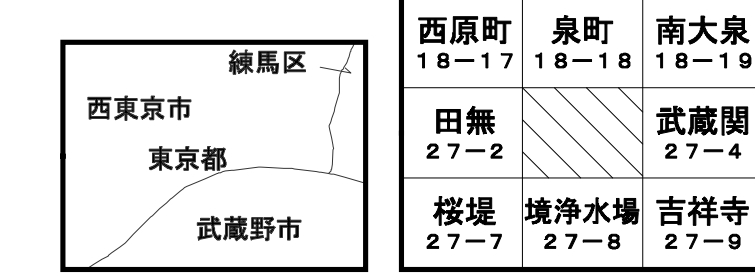
練馬区 用途地域

武蔵柳沢

1:2,500 東京都計画用途地域(東京都決定)計画図 84

2.7-3 (IX-LD03-2)

H29.3.14 H28.3.14 (道路網図作成年月日)



凡例

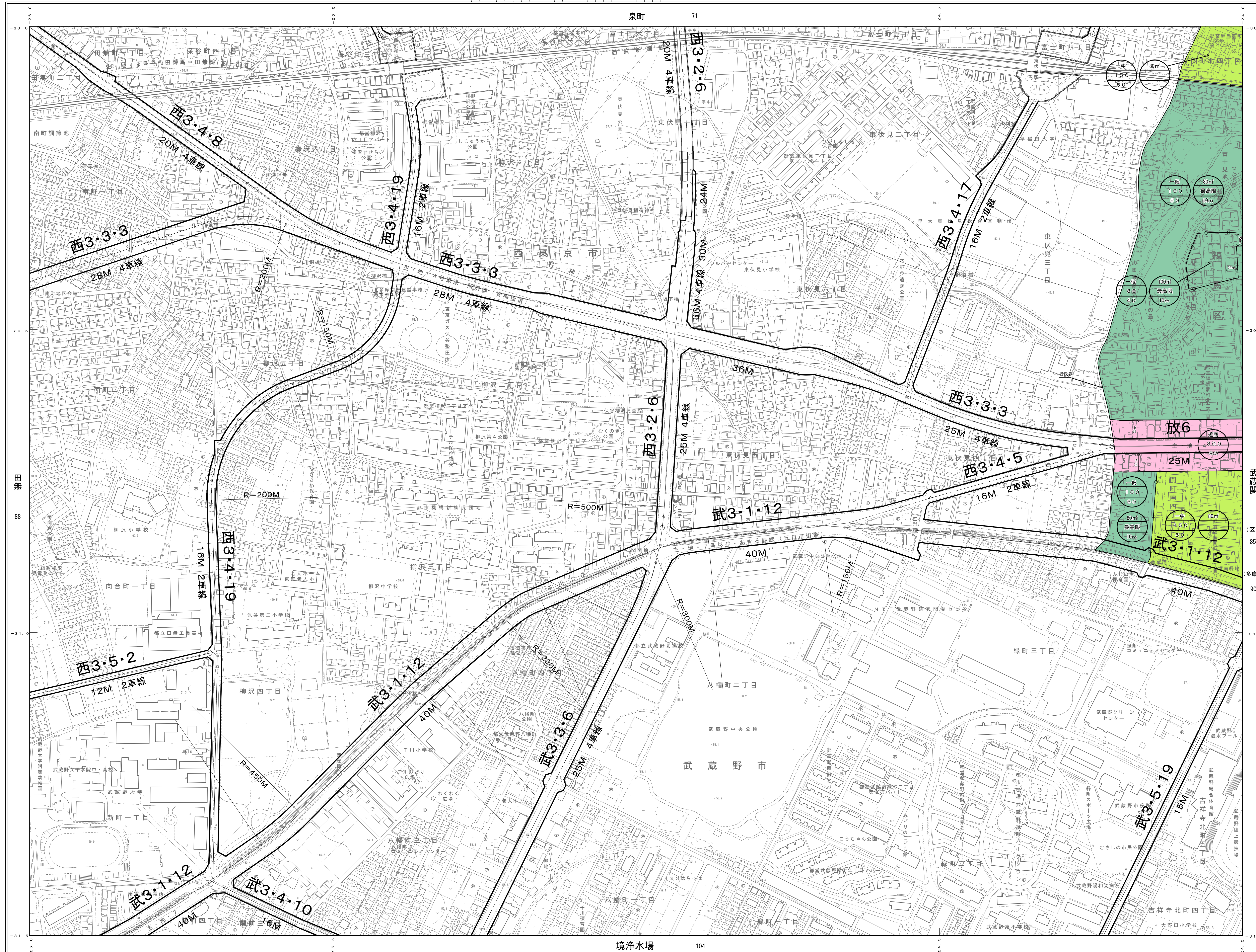


Table of symbols and codes used in the map, including building types, road types, and other infrastructure. It includes a legend for the colored zones and a list of symbols for various facilities like schools and parks.

作成 3年度策定
平成16年修正
平成21年修正
平成26年修正

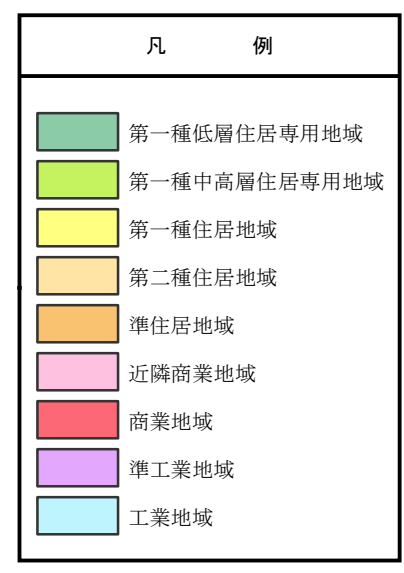
1 平成24年11月編訂空中写真
2 平成25年7月現場調査

1:2,500

この測量成果は、国土利用図書の承認を得て同図書の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成24年公第249号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京府第2-5-0-0-0の1:2,500の地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)3都庁基発第17号(承認番号)3都府基第31号、令和3年5月12日
(承認番号)2都府基第110号、令和2年8月2日

製作所 東京都都市整備局
株式会社ミツバマップ東京

- 1 境界線は、平成十四年度国土交通省告示第九号の規定による平面角座標系の現況境界線
- 2 投影法は、メルカトル投影法
- 3 平面角座標系は、世界測地系で、内部部の外側に表示(キロメートル単位、縦軸:Y軸、横軸:X軸、傾斜:Y軸、方向の傾斜:0.5キロメートル)
- 4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)
- 5 等高線の間隔は、2メートル
- 6 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下図内部部と外部部の中央に示す磁針の傾斜との交点を中心として、上図外部部に、矢印(真北)、矢印(磁北)で示した方向
- 7 方角北(方角の経緯線の上方)に対する真北の偏角は、東偏約1°
- 8 真北に対する磁北の偏角(磁偏角)は、「2.0」(0.5メートル間隔)「1.0」(1.0メートル間隔)「0.5」(0.5メートル間隔)で表示
- 9 東京都公共基準等への無断立入は禁ずる。



練馬区 用途地域

石神井

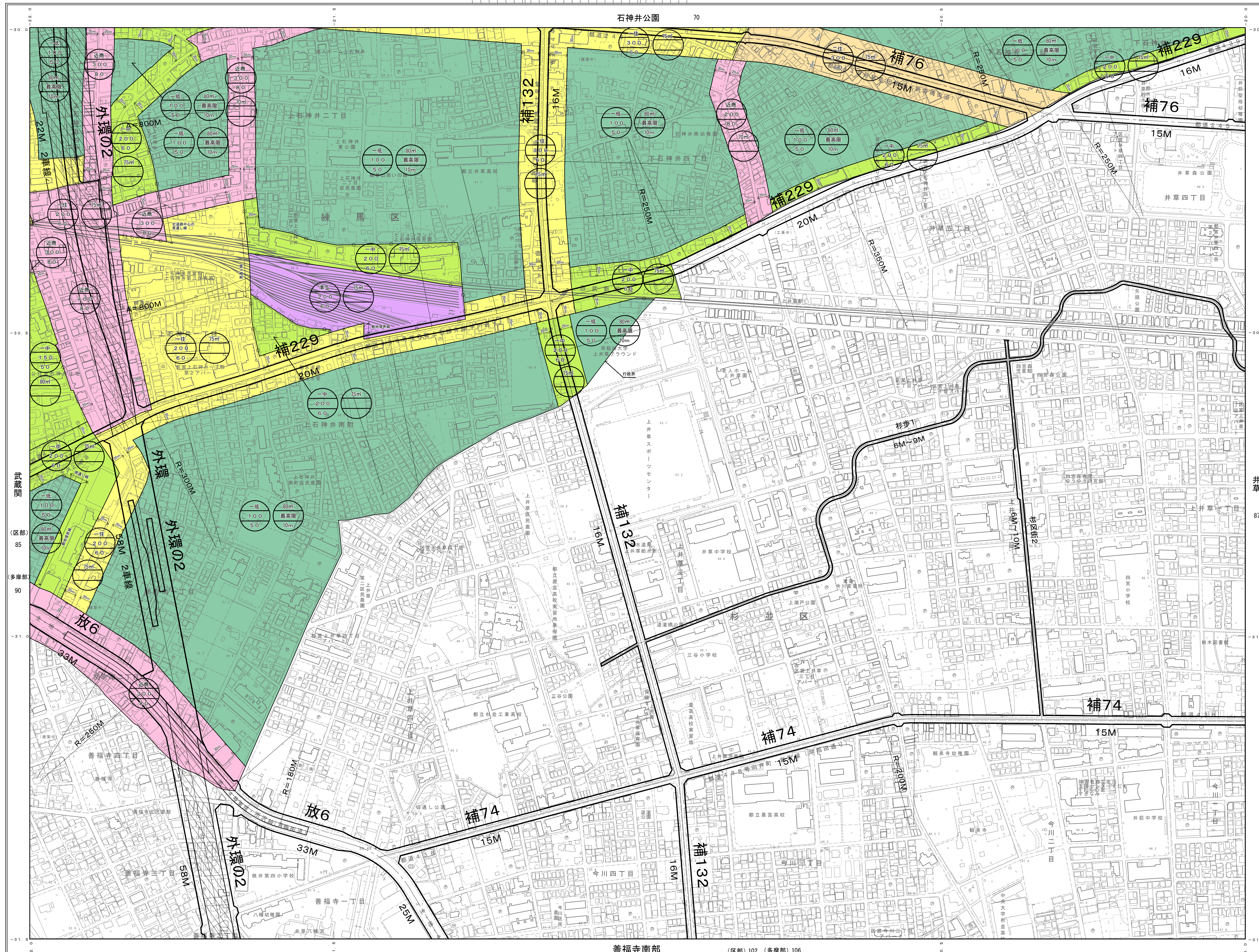
1 : 2,500 東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 86

27-5 (1X-LD04-2)

H29-3-14 H28-3-14 (道路網図作成年月日)

練馬区 東京都 杉並区 石神井公園 富士見台 武蔵関 井草 吉祥寺 善福寺南部 萩原北部

凡例



Detailed legend (凡例) with symbols for various land use types, roads, and landmarks. Includes a small inset map of the area.

作成 3年度版 平成16年修正 平成21年修正 平成26年修正

1 平成24年11月編訂空中写真
2 平成25年7月現況調査

1 : 2,500

この図面は、国土院の承認を得て同院の測量成果を使用しているものである (承認番号) 平成24年公第249号
この図面は、東京都知事の承認を受けて、東京都政第2-500号の「地形図」を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3部作送交第17号 (承認番号) 3部再編第31号、令和2年5月12日
(承認番号) 2部作送交第110号、令和2年8月2日

東京都都市整備局 株式会社ミッドマップ東京

Small legend (凡例) with color-coded boxes for land use zones.

練馬区 用途地域

井草

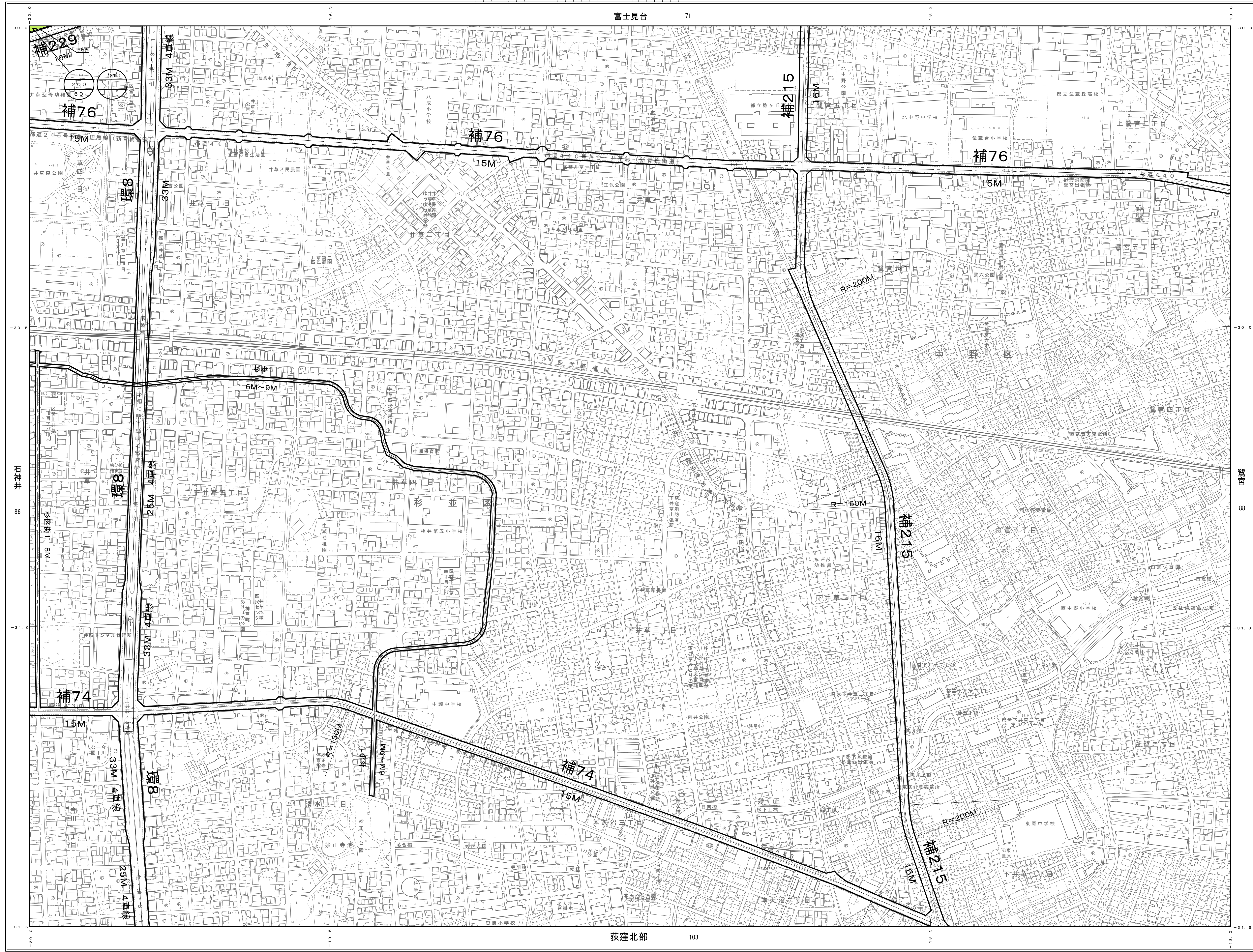
1:2,500 東京都計画用途地域(東京都決定)計画図 87

28-1 (IX-LD05-1)

H28-3-14 (道路網図作成年月日)

練馬区 中区 石神井 杉並区

石神井公署富士見台 練馬 18-20 19-16 19-17
石神井 鷺宮 27-5 28-2
練馬中野部 荻窪北部 高円寺 27-10 28-6 28-7



凡例

Legend for the planning map, detailing symbols for various land use zones, roads, and landmarks.

■	第一種低層住居専用地域
■	第一種中層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	住居兼商業地域
■	商業地域
■	工業地域

1 境界線は、平成十四年度国土交通省告示第九号の規定による平面角距離測系の測線に準拠する。
2 投影法は、メルカトル法。
3 平面角距離測系は、世界測地系で、内閣府の外務省に示す(キロメートル単位、縦軸:Y軸、横軸:X軸、方格の間隔:0.5キロメートル)。
4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)。
5 等高線の間隔は、2メートル。
6 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下図内閣府と国領の中央に示す距離(距離)とを交点を中心として、上図外図上に、矢印(真北)、矢印(磁北)で示した方向。
この場合、真北と磁北は、30° 差を有する。
7 方位北(方位の経緯線の上方)に対する真北の偏角は、東偏約10°。
8 真北に対する磁北の偏角(磁偏角)は、「20°(0年)磁偏角(真北)一真北(真北)」「27°(5年)磁偏角(真北)一真北(真北)」「34°(10年)磁偏角(真北)一真北(真北)」である。
9 東京都公共基準等への準拠立入は、異なる。

作成 3年度
平成16年修正
平成21年修正
平成26年修正

1 平成24年11月練馬区中野部
2 平成25年7月練馬区東

この測量成果は、国土利用関係の承認を得て同関係官の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成24年公認第269号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京府第2-5005の「地形図」を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)3都庁委託第17号(承認番号)3都府基第311号、令和3年5月12日
(承認番号)2都庁委託第110号、令和2年8月2日

東京都都市整備局
株式会社ミッドマップ東京

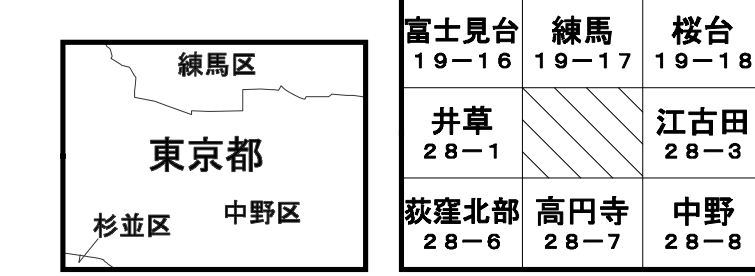
練馬区 用途地域

1 : 2,500 東京都市計画用途地域 (東京都決定) 計画図 88

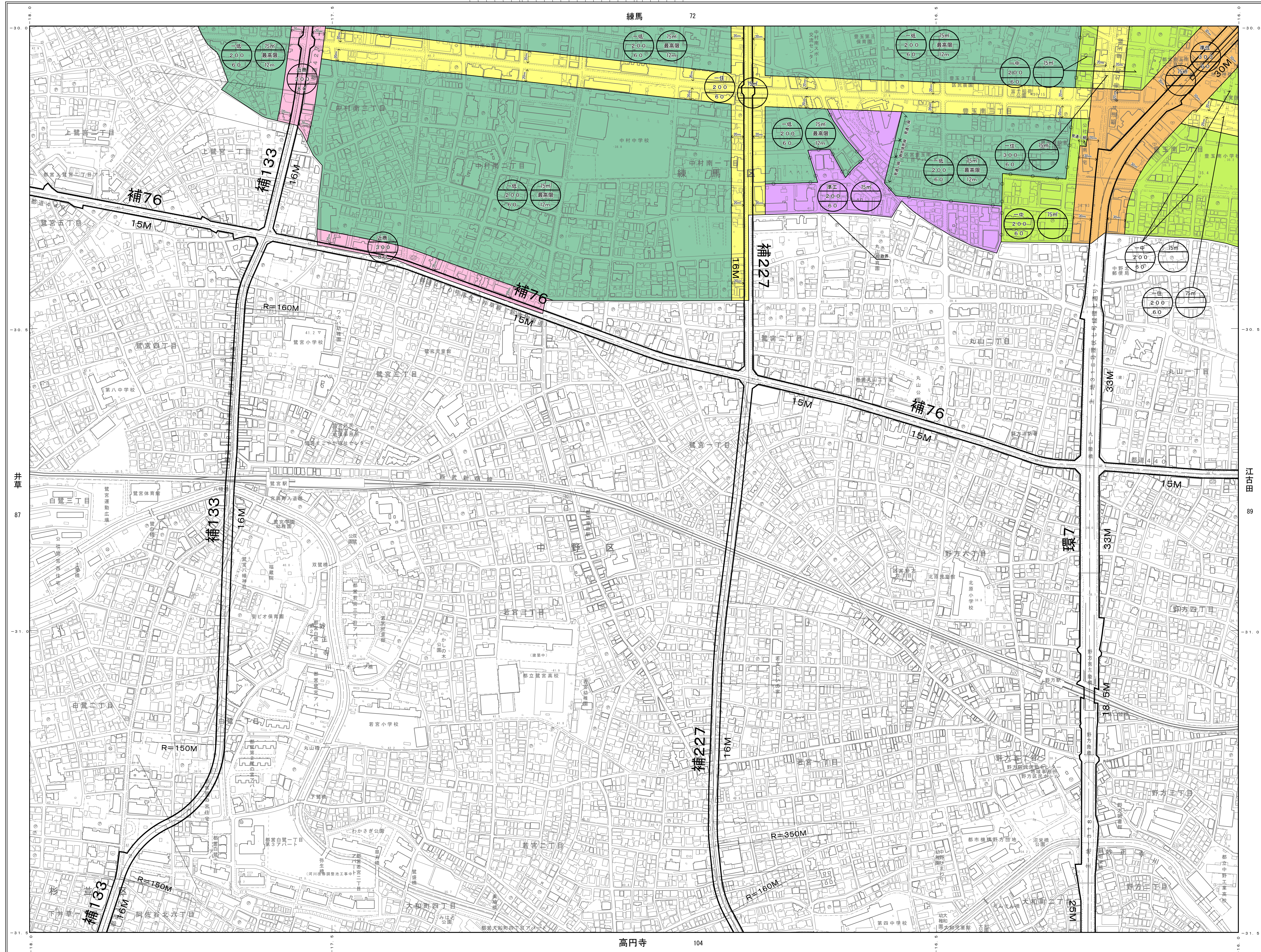
28-2 (IX-LD05-2)

H28-3-14 (道路網図作成年月日)

鷺宮



凡例



平成 30年度 平成 31年度 平成 32年度 平成 33年度 平成 34年度

1 : 2,500

この測量成果は、国土院の承認を得て測量士の測量結果を用いたものである (承認番号) 平成24年04月26日

東京都市整備局 株式会社ミッドマップ東京

Table with various symbols and their corresponding meanings (e.g., 公園, 学校, 公園, etc.)

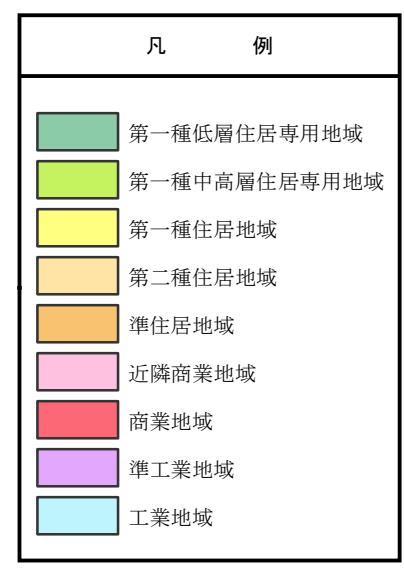
Table with various symbols and their corresponding meanings (e.g., 道路, 歩道, 自転車道, etc.)

Table with various symbols and their corresponding meanings (e.g., 境界線, 境界線, etc.)

Table with various symbols and their corresponding meanings (e.g., 境界線, 境界線, etc.)

1 境界線は、平成十四年度国土交通省告示第九号の規定による平面角座標系の測位座標系...

7 境界線 (2) の経緯線の上方) に対する真北の偏角は、東偏約 1°



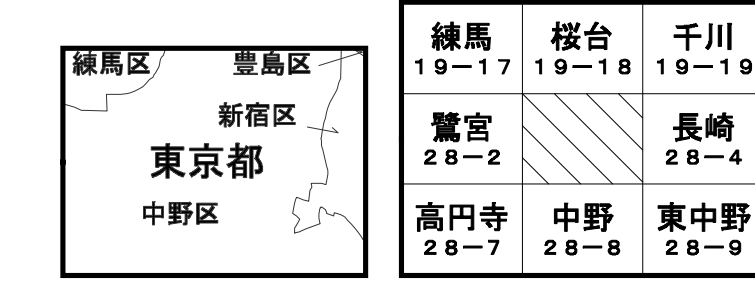
練馬区 用途地域

江古田

1:2,500 東京都計画用途地域(東京都決定)計画図 89

28-3 (IX-LD06-1)

H28-3-14 (道路網図作成年月日)



凡例

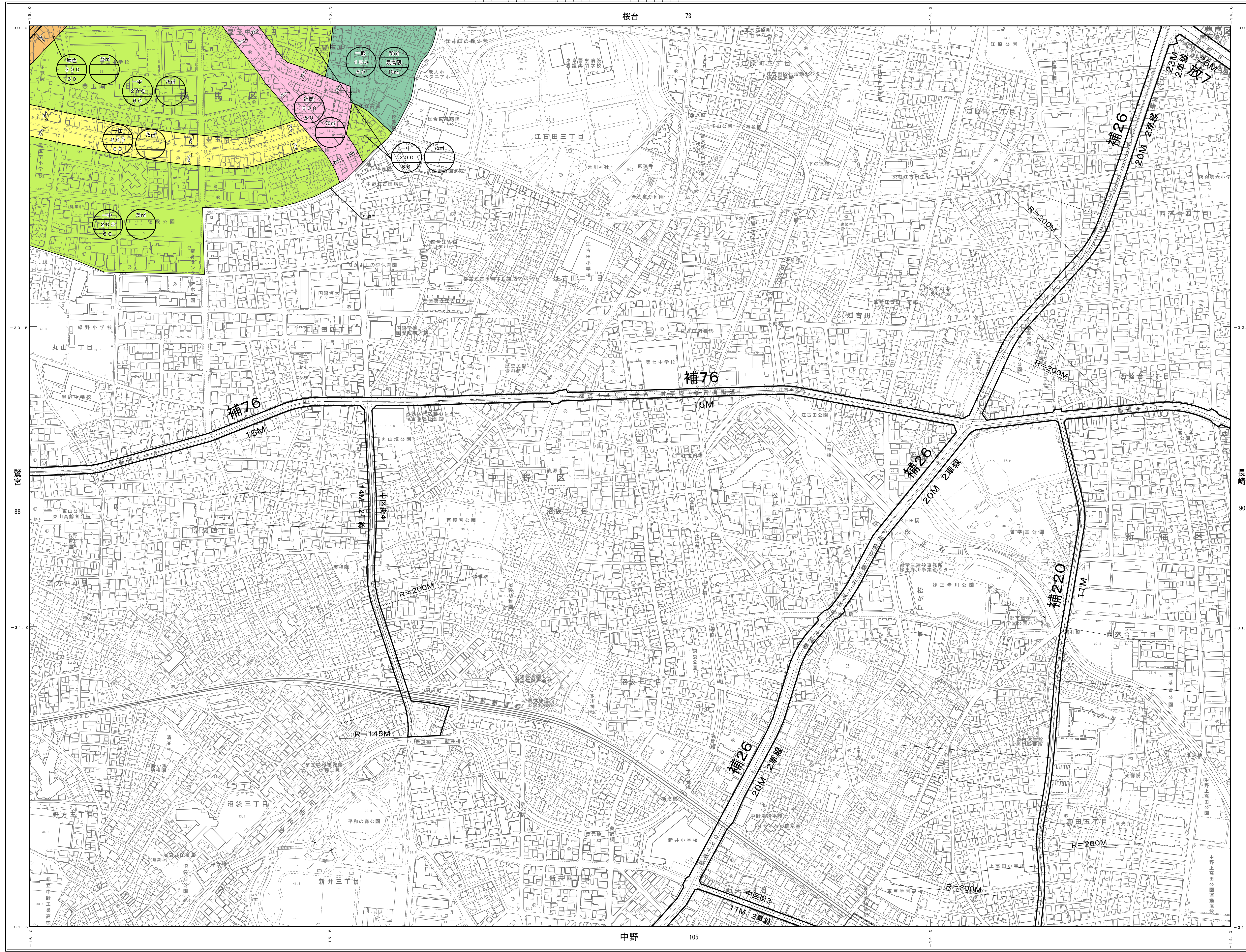


Table of symbols and abbreviations for various land use types, roads, and landmarks.

- 7 方位北(方位の経緯線の上方)に対する真北の偏角は、東偏約1°
8 真北に対する磁北の偏角(磁気偏角)は、「2.0(0)」(0)は磁気偏角(「国土地理院」)で、百偏角7.0(0)
9 東京都公共基準等への無断立入は禁ずる。

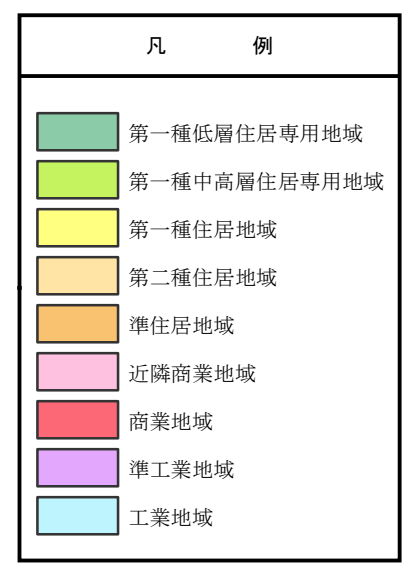
作成 3年度版
平成16年修正
平成21年修正
平成26年修正

1 平成24年11月編訂空中写真
2 平成25年7月現況調査

1:2,500

この測量成果は、国土院院長の承認を得て同院管掌の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成24年測設第249号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都測設第2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)3制作基図第17号(承認番号)3都市基図第31号、令和3年5月12日
(承認番号)2制作基図第110号、令和2年8月21日

東京都都市整備局
株式会社ミットマップ東京

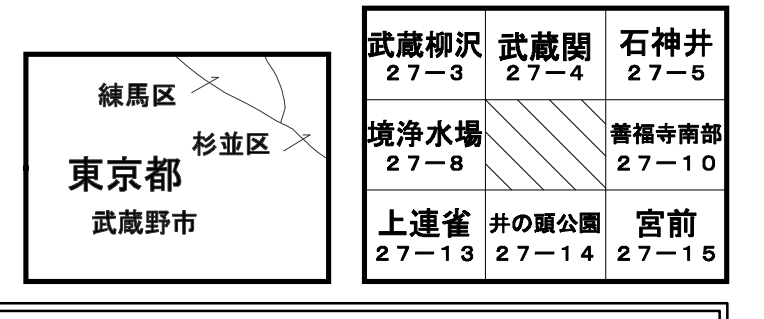


練馬区 用途地域

吉祥寺

1 : 2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 101

27-9 (1X-LD04-3) H29-3-14 H28-3-14 (道路網図作成年月日)



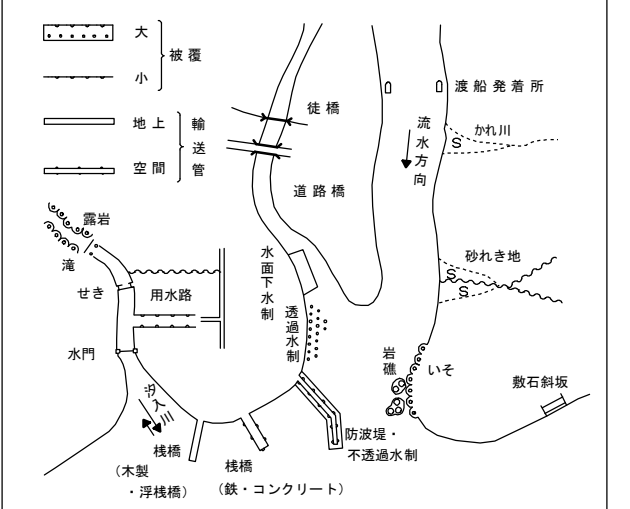
凡例

〇 250.0	建築物高さ	○ 250.0	建築物高さ
○ 250.0	建築物高さ	○ 250.0	建築物高さ
○ 250.0	建築物高さ	○ 250.0	建築物高さ

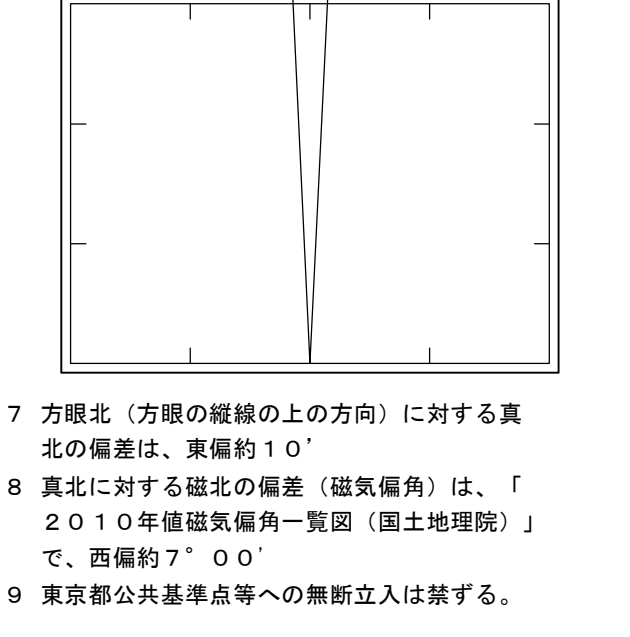
□	神社	□	公園
□	学校	□	公園
□	病院	□	公園
□	工場	□	公園
□	倉庫	□	公園

—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路

□	第一種低層住居専用地域	□	第一種中層住居専用地域
□	第一種低層住居専用地域	□	第一種中層住居専用地域
□	第一種低層住居専用地域	□	第一種中層住居専用地域



1 境界系は、平成十四年度国土交通省告示第九号の規定による平面角座標系の形式座標系
2 投影法は、メルカトル法
3 平面角座標値は、世界測地系で、内国部の外側に表示(キロメートル単位、縦軸: X軸、横軸: Y軸、方位角の単位: 0.5メートル)
4 基点(メートル単位)の基点は、東京湾平均海面(T.P.)
5 等高線の間隔は、2メートル
6 真北(地軸の北方向)と磁北(磁石の針の北方向)とは、下記内国部と国際の中央に示す経緯差(磁北と真北)をもちとして、上述外図表上に、方位(真北)、方位(磁北)で示した方向
この場合、真北は、磁北は、30' 単位で自任りに、10' 単位で表示



作成 3年度策定
平成16年度修正
平成21年度修正
平成26年度修正

1 平成24年11月編訂空中写真
2 平成25年7月現況調査

1 : 2,500

この測量成果は、国土院院院長の承認を得て国土地理院の測量成果を利用して得たものである(承認番号) 平成24年4月第2号第9号
この図は、東京都知事の承認を受けて、東京都政第2-500号の1:地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都庁承認第17号 (承認番号) 3都府県承認第31号、令和3年5月12日
(承認番号) 2都府県承認第110号、令和2年8月21日

東京都庁整備局
株式会社ミッドマップ東京

□	第一種低層住居専用地域
□	第一種中層住居専用地域
□	第一種住居地域
□	第二種住居地域
□	準住居地域
□	近隣商業地域
□	商業地域
□	準工業地域
□	工業地域